

第27回ええじゃんかまつり

【物販・友好市町出店】

注意事項

1 水道・電気・ゴミ処理について

- ・水道:あります。出店場所と離れているので台車等があると便利です。
- ・電気:テント出店にて申込みされた店舗のみ用意します。(1店舗 1500W以下とします)
- ・洗い場:ありません。
- ・ゴミ:透明袋に出店者名が記載されており、仕分けされている燃えるゴミのみ廃棄可能。仕分けがされていない場合、持ち帰って頂きます。

志摩市のご厚意で会場を使わせて頂いております。「イベント前より綺麗にしよう」を心がけて頂くと幸いです。

2 バナー、看板、装飾、その他店舗内規

- ・テント(3m×3m以下)は各自でご用意ください。
- ・販売台、イス、電源の延長コード等は必要に応じて各自でご用意ください。
- ・夜間用の電球、装飾は各店で持参して下さい。(電球の貸出は致しません。)
- ・**電球はLEDなど、W(ワット)数が少ない電球を各自ご用意下さい。**
- ・景品表示法を遵守した看板・ポップ表示にして下さい。
- ・テントは販売面以外、3方囲いをお願いします。

3 食券と換金方法 ※ドリンク販売する店舗のみ該当

スタッフ&関係者分(約120名)の昼食・夕食を店舗様にて食券でご利用させていただきます。

【食券の取扱について】

- ・550円の商品を600円分の金券で支払った場合の釣銭は不要です。
- ・食券は100円×12枚綴りになっております。

【換金について】

- ・10月中に実行委員会よりお振込にてご精算させていただきます。
- ・お振込に掛かる手数料を差し引いた額をお振込させていただきますので予めご了承下さい。
- ・金券枚数が少ない店舗は、ほか店舗に掛け合う等、損の無いようにご対応下さい。
- ・金券のご清算書は当日お渡しします。

4 免責事項

- ・出店者さまの原因による事故、トラブル等が発生した場合、主催者は一切の責任を負いかねます。その為、PL保険(生産物賠償責任保険)へのご加入をお勧めします。

注意事項

5 各書類(営業許可証等)の提出 ※ドリンク販売する店舗のみ該当

- ・テント出店に必要な保健所への飲食店営業許可(露店または臨時)は、各自で必ず行って下さい。
- ・移動販売出店者は三重県一円(四日市市を除く)の営業許可証を取得して下さい。
- ・缶ビールなど未開封の酒類を販売する場合、酒類販売業免許のコピーを提出して下さい。(酒類販売業許可が無い場合、必ず開栓して提供して下さい。)
- ・商標登録商材(例:富士宮やきそば、もちもちポテトなど)を使用する場合は、使用許可が分かる書類を提出して下さい。

各許可証は、**9月15日(木)まで**に必ず事務局へ「FAX」or「郵送」or「メール添付」のいずれかでご送付下さい。

FAXの場合 : 0599-44-0556

郵送の場合 : 志摩市阿児町鞆方 1175-1 ええじゃんかまつり保存会

メールの場合 : info@eejanka.com

※メールの場合、スキャンしたものを添付して下さい。記載の文字が読み取れるものであれば写メでもOKです。

6 売上報告

志摩市の補助金事業の為、売上報告を行って頂きます。

- ・売上報告書は当日お渡しします。
- ・売上報告書は、当日の販売終了後、20時30分(時間厳守)までに本部にご提出下さい。

ええじゃんかまつり開催に伴う経済効果を志摩市に提出する為、ご協力をお願い致します。

7 搬入搬出と駐車許可証について ※搬入・搬出時間はHPをご確認下さい

- ・展示車両(パトカー、消防車等)の設営がある為、必ず10時までに指定の駐車場へ移動して下さい。
- ・会場に入れる搬入・搬出用の車両は各店舗1台とします。
- ・通行許可証(1店舗1台分のみ)は当日、搬入時にお渡しします。
- ・10時以降、イベント終了まで車の移動は一切出来ません。
- ・イベント終了後の車両移動は、必ずスタッフの指示がある店舗から移動して下さい。

第27回ええじゃんかまつり

【物販・友好市町出店】

注意事項

8 消防検査と衛生検査 ※ガスを使用する店舗のみ該当

- ・10時より順次、消防検査・衛生検査を行いますので10時までに設営を完了させて下さい。
- ・検査にて指摘があった場合、改善後に営業して頂きます。

9 中止の場合 ※2日も同様

- ・AM7時にFacebookページにて発表いたします。
- ・AM8時ごろ志摩市内放送

10 その他

- ・出店場所は、阿児アリーナ第一駐車場になります。
- ・テントが飛ばされないよう防風対策は必ずしてください。
- ・営業時間は、各検査終了後で、11時～20時まで厳守して下さい。
- ・営業時間までに完売した場合でも、テントは片付けないでください。
- ・未成年者および運転者へのアルコール類の販売は絶対行わないでください。
- ・搬入搬出時は、必ずハザードを点灯し10km以下で走行して下さい。

ええじゃんかまつり保存会
スタッフ一同